

身体拘束最小化推進体制加算に関する院内掲示

1. 当院の基本方針

当院は、患者さんの尊厳と権利を最優先し、**原則として身体拘束を行わない方針**です。
ただし、患者さんの安全確保のためにやむを得ない場合に限り、法令・ガイドラインに基づき、最小限の範囲・期間で実施します。

2. 身体拘束最小化のための主な取り組み

- 家族への説明と同意 : 拘束が必要な場合、事前説明を行い、同意を得た上で最小化を徹底
- 多職種カンファレンスの実施 : 医師、看護師、看護補助者、理学療法士等にて拘束の必要性和代替手段を検討
- 記録と評価の徹底 : 実施内容、実施時間、解除判断を明確に記録し、定期的に評価
- 職員研修の定期開催 : 身体拘束ゼロを目指す倫理・法令・ケア技術研修を年2回実施

3. 身体拘束の実施状況

当院では、身体拘束の実施状況を定期的に集計し、最小化に取り組んでいます。

○身体的拘束実施率（※実施率＝「身体拘束延べ日数÷入院延べ患者数」×100）：それぞれに直近3ヵ月）

年度	1病棟	2病棟	対象期間
2026年度	0.0%	2.1%	令和8年4月～6月